患者さんの権利

1 患者さんの権利

❶患者さんは、誰でも平等に良い医療を受ける権利があります。

❷患者さんとご家族のプライバシーは守られる権利があります。

❸ご自身の病気や治療の内容について、「知る権利」と「十分な説明を受ける権利」があります。
　また、内容を理解できないときは、必ず、お尋ねになってください。

❹ご自身の治療について、担当医師から提示された治療法を選択、または、拒否する権利があります。

❺ご自身の診療記録(カルテ)の開示を求める権利や、他の医療機関の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。

2 藤本病院から患者さんにお願いしたいこと

❶患者さんには、医師、医療資格職や他の病院職員と共に協力して、「病気を自ら治そう」という意欲と努力が必要です。私たち藤本病院の職員はチームとなって患者さんを支えます。

❷法律や病院の規則を守り、他の患者さんの治療・療養や、病院職員の職務遂行に支障をきたさないよう、ご配慮を賜りますようお願いします。

2022年10月1日改訂
藤本病院　病院長

医療法人 一祐会
藤本病院

●担当部門／総務課　●掲示開始日／2025年6月1日　●掲示終了日／変更の日まで　●事務部部長承認済（検印省略）